

心の杜近隣公園リニューアルに向けた  
サウンディング型市場調査  
実施要領

門川町地域振興課

令和6年3月

## 1. 背景・調査の目的

門川町では、安心して子育てできる環境整備として、将来を担う子ども達が安全に遊べる環境づくりに取り組んでいるところです。しかしながら、特に都市公園の多くの施設は、30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、改修等の長寿命化対策が必要な状況となっています。

その中で、心の杜近隣公園は、町内唯一の大型遊具が整備された公園であり、町内はもとより町外からも家族連れや遠足など多くの利用者が訪れる施設です。また、隣接するかどがわ温泉心の杜も含めて、本町にとって貴重な誘客施設であります。

当公園は、平成13年に供用開始し20年以上が経過しており、遊具の老朽化が顕著で、毎年多くの部分修繕を行いながら安全に利用していただいておりますが、課題として、修繕時に部品が入手困難になることや、長年の利用により路盤の岩などがむき出しになるなどのほか、時代のニーズに即した公園への改修などが必要な時期となっています。

これらの課題解決のため、当公園全体の大規模リニューアルを検討するにあたり、遊具などの公園施設や憩いの場の配置など、民間事業者が持つ様々な知識やノウハウをもとに、公園の魅力向上に資する施設の提案等に関する意見をいただくことで、さらなる町民サービスの向上や維持費削減など、今後の事業推進の参考とすることを目的として、今回、サウンディング型調査を実施します。

## 2. 心の杜近隣公園の概要と提案条件等

### (1) 心の杜近隣公園の概要

心の杜近隣公園の位置、施設概要は以下のとおりです。

|        |  |
|--------|--|
| 名称     | 心の杜近隣公園                                |
| 所在地    | 門川町大字庵川2848他                           |
| 公園面積   | 3.20ha                                 |
| 種別     | 都市公園                                   |
| 主な公園施設 | 駐車場、トイレ、遊歩道、コンビネーション遊具、芝生広場、遊歩道、花壇、展望台 |

### 【土地概要】

|             |                |
|-------------|----------------|
| 都市計画上の位置付け等 |                |
| 区域区分        | 都市計画区域 市街化調整区域 |
| 用途地域        | —              |
| 建ぺい率        | 70%            |
| 容積率         | 200%           |
| 防火地域及び準防火地域 | 該当なし           |

## (2) 心の杜近隣公園の提案条件等

### ①事業手法について

- ・公園施設の設置による利活用の提案にあたっては、都市公園法第5条の2から同法第5条の9に基づく「公園設置管理制度」のほか、「設置許可」など、事業手法を問わず幅広く募集します。

### ②提案施設

- ・公園の任意の区域により提案してください。(ゾーン分けなども可)
- ・提案施設は、都市公園法第2条第2項に基づく「公園施設」で、かつ、公園の魅力の向上に繋がる施設としてください。
- ・施設設置以外の都市環境の改善に関する施設やイベント開催等の企画についても提案可能です。
- ・提案施設等は、現行の制度にとらわれない自由な提案も可能です。
- ・提案施設は、自然環境・景観及び周辺住民の生活環境や事業者の経営活動に配慮したものとしてください。

### ③その他

- ・既存のコンビネーション遊具等と同規模の遊具施設を移設・新設するものとします。また、新たに、小規模の健康遊具施設も設置を検討しています。
- ・ファミリー向けの小規模なオートキャンプサイト設置の可能性も検討しています。
- ・既存の駐車場について、駐車可能台数を増やすことを検討しています。
- ・当公園は、町内外より、園児や小学生の遠足に、また多くの家族連れの方々にご利用いただいております。また、平日は、芝生広場で高齢者の方がグラウンドゴルフを楽しまれています。リニューアル後もそれらの利用形態は継続していきたいと考えております。

## (3) 心の杜近隣公園の提案書記載内容

心の杜近隣公園の提案書への記載事項は以下のとおりです。

| 項目           | 内容   |
|--------------|--|
| 提案内容<br>(様式) | ・公園施設の設置(再整備)に限らず、イベントなどの取組みの提案内容(名称、提案コンセプト、利活用内容、事業フレーム、イメージ図・写真等) |

### 3. サウンディングの実施

(1) サウンディングのスケジュールは以下のとおりです。

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| ①実施要領の公表   | 令和6年3月13日(水)          |
| ②質問書受付     | 令和6年3月13日(水)～3月22日(金) |
| ③質問への回答    | 令和6年4月3日(水)           |
| ④調査参加申込書受付 | 令和6年4月10日(水)          |
| ⑤提案書受付     | 令和6年4月19日(金)          |
| ⑥個別対話実施    | 令和6年5月中旬              |
| ⑦調査結果の公表   | 令和6年5月下旬              |

#### ①実施要領の公表

本調査の実施要領をホームページ上に公表します。紙の配布は行いません。

#### ②質問書受付

調査について質問がある場合は、様式1に必要事項を記入し、送付してください。

#### ③質問への回答

質問書受付にていただいた質問への回答を令和6年3月 日 ( ) にホームページに公開します。

#### ④調査参加申込書受付

様式2(参加申込書)に必要事項を記入し、様式3(誓約書)と一緒に送付してください。

#### ⑤提案書受付

様式4(サウンディングシート)に必要事項を記入し、送付してください。なお、様式4によらず提案を求める内容が記載された資料を提出いただいても構いません。

#### ⑥個別対話実施

調査参加者から提出いただいた提案書の内容について意見交換をさせていただきます。対話は、調査参加者のアイデアやノウハウの保護を図る観点から、調査参加者と町職員のみで個別に実施させていただきます。

個別対話の際に同席いただける人数について、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

#### ⑦調査結果の公表

調査結果につきましては、調査参加者が特定されず、またアイデアやノウハウが保護されるよう十分配慮させていただいたうえで、概要をホームページ上に公開します。

(2) 現地調査・事前相談等について

現地調査及び事前相談等を希望する場合は、6. 問い合わせ先までご連絡ください。日程等については、調整の上、後日ご連絡します。

#### 4. 参加資格条件等

- ①参加者は、提案内容を実行する意向を有する、民間企業、NPO法人、任意団体等とします。
- ②参加者の制限（下記のいずれかに該当する場合は制限されます。）
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
  - (2) 参加申込書提出時点で、門川町建設工事等の契約に係る入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱に基づく指名停止を受けている者
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は門川町暴力団排除条例に該当する者
  - (5) 法人税、消費税若しくは地方消費税または町税等を滞納している者

#### 5. 留意事項

- ①参加の扱い  
サウンディング（対話）への参加実績は、今後の公募等の参加条件及び評価の対象とはなりません。
- ②費用負担  
サウンディング（対話）参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用については、参加者負担とします。
- ③提出書類の取り扱い  
提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 6. 問い合わせ先

門川町地域振興課商工観光係  
(宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号)  
電話：0982-63-1140  
E-mail：[syoukougankou@town.kadogawa.lg.jp](mailto:syoukougankou@town.kadogawa.lg.jp)

※質疑書や調査参加申込書、提案書の提出にあたっては、「6. 問い合わせ先」記載のメールアドレスに送付してください。